

# 尼崎西宮芦屋港港湾計画書

—改訂—

令和6年11月

尼崎西宮芦屋港港湾管理者  
兵庫県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年12月 兵庫県港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成24年11月 兵庫県港湾審議会
- ・平成27年12月 兵庫県港湾審議会
- ・平成30年10月 兵庫県港湾審議会

の議を経た尼崎西宮芦屋港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

## “大阪湾の KEY・PORT”

～産業活性化と海辺の賑わい創出に向けて～

I	港湾計画の方針.....	1
1	尼崎西宮芦屋港への要請.....	1
2	計画の基本方針.....	3
II	港湾の能力.....	6
III	港湾施設の規模および配置.....	7
1	公共埠頭計画.....	7
1-1	東海岸町地区.....	7
1-2	東海岸町沖地区.....	7
1-3	末広地区.....	8
1-4	扇町地区.....	8
1-5	鳴尾地区.....	9
1-6	甲子園浜地区.....	9
1-7	甲子園地区.....	10
1-8	浜町地区.....	10
1-9	西宮地区.....	10
2	危険物取扱施設計画.....	11

2-1	末広地区	11
3	専用施設計画	12
3-1	末広地区	12
3-2	東海岸町地区	12
3-3	東浜地区	13
3-4	鶴町地区	13
4	水域施設計画	14
4-1	航路	14
4-2	泊地	15
4-3	航路・泊地	15
5	外郭施設計画	16
6	小型船だまり計画	17
6-1	東海岸町地区	17
6-2	扇町地区	17
6-3	鳴尾地区	17
6-4	西宮地区	17
7	マリーナ計画	18
7-1	西宮地区	18
7-2	芦屋沖地区	18
8	臨港交通施設計画	19
8-1	道路	19
IV	港湾の環境の整備および保全	22

1	自然的環境を整備又は保全する区域 .....	22
2	港湾環境整備施設計画 .....	23
V	土地造成及び土地利用計画 .....	25
1	土地造成計画 .....	25
2	土地利用計画 .....	26
3	海浜計画 .....	27
VI	その他重要事項の計画 .....	28
1	国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能する ために必要な施設 .....	28
2	大規模地震対策施設 .....	30
3	港湾施設の利用 .....	32
3-1	物資補給等のための施設 .....	32
4	橋梁の桁下空間の確保 .....	33

# I 港湾計画の方針

## 1 尼崎西宮芦屋港への要請

尼崎西宮芦屋港は大阪湾の奥部に位置し、昭和44(1969)年に、重要港湾尼崎港、地方港湾西宮港及び56条港湾芦屋港を統合して設立した重要港湾で、尼崎港区、西宮港区及び芦屋港区のそれぞれ特色のある3港区より構成されている。

令和元年における尼崎西宮芦屋港の港勢は、入港隻数が5,040隻、港湾取扱貨物量が外貿14万トン、内貿465万トン、合計479万トンとなっている。

尼崎港区は、阪神工業地帯の中心に位置し、背後には鉄鋼業、基礎素材産業などの重化学工業が立地し、高速道路へのアクセスの利便性から、大型物流施設等が進出してきている。また、尼崎臨海地域の自然をよみがえらせ、魅力と活力のある新しいまちづくりをめざした『尼崎21世紀の森づくり』の取り組みが進んでいる。

西宮港区は物流関連企業・施設が集積しており、特に鳴尾浜地区では大型倉庫等が立地し、西宮地区では、物流関連企業・施設に加えて、西宮市の主要産業である食品関連企業・工場等が複数立地している。また、産業機能とともに、全国に先駆けて港湾緑地の整備を行うなど自然環境に配慮した取り組みが行われており、阪神地域の海洋性レクリエーションの拠点として発展している。

芦屋港区はマリーナを核として、人々が交流する新たな港湾空間の創出が進んでいる。

一方、尼崎西宮芦屋港の背後圏である阪神地域は、産業構造の変

化、人口減少・少子高齢化の進行などにより低下した地域活力の再生が求められている。

そのなか、2025年大阪・関西万博の開催をひかえ、地域への関心を集める好機となるため、社会潮流の変化も踏まえながら、様々なポテンシャルを最大限に活用し、活性化を促すとともに、地域の発展へとつなぐ必要がある。

以上のような近年の動向に対応していくため、尼崎西宮芦屋港は以下の要請に応えていく必要がある。

高速道路へのアクセスの利便性を活かし、臨海部産業活動の展開を支援する物流機能の充実を図る必要がある。

また、2024年問題を踏まえた海上モーダルシフトの進展に伴い、複合一貫輸送ターミナルの整備による臨海部産業の物流拠点化の実現を図る必要がある。

さらに東西方向の連絡や土地利用の進展を見据え、交通ネットワークの充実が必要とされている。

阪神・淡路大震災の貴重な教訓とともに南海トラフ巨大地震発生の切迫性や高潮による浸水被害などを踏まえ、県民の安全と安心の確保のため、様々な自然災害に強い港湾空間の形成が求められている。

尼崎西宮芦屋港においては、いち早く自然環境改善の取り組みやアメニティ・レクリエーション機能の導入を進めてきた経緯を踏まえ、次世代に引き継ぐ自然・ひとと自然が共存する身近でにぎわいあふれるみなとづくりがのぞまれている。

以上を踏まえ、「産業活性化と海辺の賑わい創出に向けて」“大阪湾のKEY・PORT”を実現していくことが求められている。

## 2 計画の基本方針

令和10年代後半を目標年次として、以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) コールドチェーン等の新たな物流需要に対応する機能の集積を図り、RORO船の定期航路を誘致することで物流機能の強化と、モーダルシフトの推進を図る。また、産業活動の展開を支援するため、既存の物流機能の高度化に向け、内貿バルク貨物の拠点化等の機能強化や道路ネットワークの充実を図る。さらに国際拠点港湾「阪神港」である神戸港と大阪港の中間に位置することから、両港を補完・連携し、既存施設の活用、フェニックス事業用地への新たな産業の誘致による背後地の産業の活性化に貢献する。
- 2) 既存の親水空間や緑地のネットワーク化や海浜の再生を図り、ウォーターフロント空間のさらなるにぎわい機能の強化を図る。また、近年増加する大型クルーザー等の寄港に対応し、海洋性レクリエーションの発展に寄与する。さらに大阪湾再生を先導し、ゆたかな自然環境と港湾空間の創出を図る。
- 3) 南海トラフ巨大地震や高潮の発生に備えるハード・ソフト対策を推進するとともに、施設老朽化等に対応する戦略的かつ効率的なインフラメンテナンスに取り組む。なお、新たなRORO船の

定期航路等が就航する施設については災害時の機能継続を目指して耐震化を図る。

以上の方針の下、効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域(1, 300ha)、水域(4, 270ha)からなる港湾空間を以下のように利用する。

基本の方針として、尼崎港区及び西宮港区南側は、物流・産業空間とし、西宮港区及び芦屋港区は、生活空間とする。なお、環境改善に取り組む空間は尼崎西宮芦屋港全域とし、活力あふれる、にぎわい・うるおい・憩いの場となる港湾空間の形成を図る。

- ① 東海岸町沖地区と末広地区は、高付加価値産業の集積や、モーダルシフトを見据え、新たな物流ニーズに対応するため、物流機能の強化を図るゾーンとする。
- ② 東海岸町地区、東海岸町沖地区、鳴尾地区、甲子園地区、西宮地区の公共埠頭は、内貿バルク貨物の取扱拠点として、物流機能の強化を図るゾーンとする。
- ③ 東浜地区、鶴町地区、扇町地区、鳴尾地区は、主要産業である鉄鋼業や化学工業関係の工場が多数立地する生産拠点であるため、生産機能を確保する。

- ④ 芦屋地区、西宮地区のマリーナ集積や親水性を活かし、交流拠点として、交流機能の強化を図るゾーンとする。
  
- ⑤ 扇町地区、甲子園浜地区、前浜地区等を中心に、自然環境の維持・創出を図るゾーンとする。
  
- ⑥ 西宮地区の西側と芦屋地区は住宅地等が集積しているため、都市機能を確保するゾーンとする。

## Ⅱ 港湾の能力

目標年次(令和10年代後半)における取扱貨物量を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	6 1 万トン
	内 貿	8 3 5 万トン
	合 計	8 9 6 万トン

### Ⅲ 港湾施設の規模および配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 東海岸町地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深10m 岸壁2バース 延長370m (既設)

H-2, H-3

埠頭用地 9ha (荷捌施設用地および保管施設用地)

(うち5ha既設)[既定計画]

##### 1-2 東海岸町沖地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深5.5m 岸壁2バース 延長180m (既設)

HP-1, HP-2

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m (既設)

HP-3

水深12m 岸壁2バース 延長480m (既設)

HP-4, HP-5

水深5.5m 岸壁3バース 延長300m (既設)

HP-6, HP-7, HP-8

埠頭用地 15ha (荷捌施設用地および保管施設用地)

(うち12ha既設、3ha工事中)(既設)

### 1-3 末広地区

新たな物流需要に対応し、RORO船の定期航路を誘致することで物流機能の強化と、モーダルシフトを推進し、船舶大型化等に対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深9m 岸壁2バース 延長440m [新規計画]

埠頭用地 17ha (荷捌施設用地および保管施設用地)

[新規計画]

### 1-4 扇町地区

末広地区公共埠頭計画の見直しに伴い、既定計画を廃止する。

既定計画

水深7.5m 岸壁 延長240m

水深4m 岸壁 延長90m

埠頭用地 2ha (荷捌き施設用地及び保管用地)

## 1-5 鳴尾地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深10m	岸壁1バース	延長185m	(既設)
水深4m	物揚場	延長260m	(既設)
水深2m	物揚場	延長300m	(既設)
埠頭用地	3ha	(荷捌施設用地および保管施設用地)	(既設)
水深2m	物揚場	延長128m	(既設)
水深1.5m	物揚場	延長120m	(既設)
埠頭用地	1ha	(荷捌施設用地および保管施設用地)	(既設)

## 1-6 甲子園浜地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深4m	物揚場	延長410m	(既設)
水深3m	物揚場	延長109m	(既設)
埠頭用地	4ha	(荷捌施設用地および保管施設用地)	(既設)

### 1-7 甲子園地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (既設)

水深 5.5 m 岸壁 8 バース 延長 720 m (既設)

埠頭用地 19 ha (荷捌施設用地および保管施設用地) (既設)

### 1-8 浜町地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深 3.5 m 物揚場 延長 94 m (既設)

水深 2.7 m 物揚場 延長 126 m (既設)

埠頭用地 1 ha (荷捌施設用地および保管施設用地) (既設)

### 1-9 西宮地区

公共埠頭は以下の通りである。

水深 5.5 m 岸壁 7 バース 延長 630 m (既設)

水深 4 m 物揚場 延長 530 m (既設)

埠頭用地 15 ha (荷捌施設用地および保管施設用地) (既設)

## 2 危険物取扱施設計画

### 2-1 末広地区

企業側からの申し出により、利用需要がないため、以下の既定計画を削除する。

既定計画  
水深3.5m ドルフィン（専用） 1バース

### 3 専用施設計画

#### 3-1 末広地区

企業側からの申し出により、専用施設として次のとおり計画する。

水深7m 岸壁1バース 延長108m [新規計画]

企業側からの申し出により、利用需要がないため、以下の既定計画の削除、及び既存施設を撤去する。

既定計画  
水深3.5m ドルフィン 1バース  
既設の撤去  
水深3.5m 岸壁 延長8m

#### 3-2 東海岸町地区

企業側からの申し出により、利用需要がないため、以下の既存施設を撤去する。

既設の撤去  
水深3.5m 岸壁 延長262m  
水深4m ドルフィン 1バース  
水深3.3m 岸壁 延長50m  
水深3.5m 岸壁 延長40m

### 3-3 東浜地区

企業側からの申し出により、利用需要がないため、以下の既存施設を撤去する。

既設の撤去  
水深 2.5 m 岸壁 延長 271 m

### 3-4 鶴町地区

企業側からの申し出により、利用需要がないため、以下の既存施設を撤去する。

既設の撤去  
水深 2.5 m 岸壁 延長 40 m

## 4 水域施設計画

係留施設を含む公共埠頭計画に対応して、航路、泊地、及び航路・泊地を次の通り変更する。

### 4-1 航路

東海岸町沖地区

尼崎航路 水深12m 幅員220m (既設)

尼崎(Ⅱ)航路 水深10m 幅員200m [既定計画]

(既定計画)

尼崎航路 水深12m 幅員260m

尼崎(Ⅱ)航路 水深10m 幅員200m

鳴尾地区

鳴尾航路 水深10m 幅員200m (既設)

#### 4-2 泊地

末広地区 水深9m 面積2ha

[既定計画の変更計画]

既定計画

扇町地区 水深7.5m 面積1ha

水深4m 面積1ha

既設

扇町地区 水深7.5m 面積1ha

水深7m 面積1ha

#### 4-3 航路・泊地

末広地区 水深9m 面積14ha

[既定計画の変更計画]

既定計画

扇町地区 水深7.5m 面積6ha

既設

扇町地区 水深7.5m 面積18ha

## 5 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶の航行の安全を図るとともに、航路、泊地等の埋没を防止するため、外郭施設を次のとおりとする。

尼崎港区	西防波堤	延長 1 2 7 m	(既設)
	閘門防波堤	延長 3 8 0 m	(既設)
西宮港区	鳴尾防波堤	延長 3 0 0 m	(既設)
	鳴尾内防波堤	延長 1 7 5 m	(既設)
	甲子園防波堤	延長 3 0 0 m	(既設)
	西宮防波堤	延長 5, 2 0 0 m	
		(うち 4, 4 3 3 m既設)	[既定計画]
	西宮内防波堤	延長 1, 2 3 5 m	(既設)
	西宮内防波堤(東)	延長 5 0 m	(既設)
	西宮内防波堤(南)	延長 1, 0 6 0 m	(既設)
	西宮内防波堤(西)	延長 2 2 0 m	(既設)
	浜防波堤	延長 1 0 0 m	(既設)
	西宮甲部防波堤	延長 4 5 m	(既設)
	西宮乙部防波堤	延長 2 0 m	(既設)
芦屋港区	芦屋沖南防波堤	延長 1 2 m	(既設)
	芦屋沖北防波堤	延長 1 5 m	(既設)

## 6 小型船だまり計画

### 6-1 東海岸町地区

利用が見込まれない小型船だまりの既定計画を廃止する。

既定計画  
東海岸町地区 小型栈橋

### 6-2 扇町地区

以下のとおり小型船だまりを計画する。

小型栈橋 3 基 (うち 1 基既設) [既定計画]

### 6-3 鳴尾地区

以下のとおり小型船だまりを計画する。

物揚場 水深 2 m 延長 1 5 0 m [既定計画]

### 6-4 西宮地区

次のとおりである。

小型栈橋 7 基 (既設)

埠頭用地 1 h a (荷捌施設用地および保管施設用地)

[既定計画]

## 7 マリーナ計画

### 7-1 西宮地区

海洋性レクリエーション需要に対応するため、以下のとおりとする。

西宮内防波堤（東）	延長 5 0 m	（既設）
西宮内防波堤（南）	延長 1, 0 6 0 m	（既設）
西宮内防波堤（西）	延長 2 2 0 m	（既設）
小型栈橋	1 5 基	（既設）
船揚場	延長 1 5 0 m	（既設）
緑地	1 h a	（既設）

### 7-2 芦屋沖地区

海洋性レクリエーション需要に対応するため、以下のとおりとする。

芦屋沖南防波堤	延長 1 2 m	（既設）
芦屋沖南防波堤	延長 1 5 m	（既設）
小型栈橋	3 9 基	（既設）

## 8 臨港交通施設計画

### 8-1 道路

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を以下のとおり計画する。

臨港道路	東海岸町1号線	4車線	(既設)
起点	東海岸町埠頭	終点	市道東海岸町線の1
臨港道路	東海岸町沖1号線	4車線	(既設)
起点	東海岸町沖埠頭	終点	東海岸町1号線
臨港道路	東海岸町沖2号線	2車線	(既設)
起点	東海岸町沖埠頭	終点	東海岸町沖1号線
臨港道路	東海岸町沖3号線	2車線	(既設)
起点	東海岸町沖埠頭	終点	東海岸町沖1号線
臨港道路	東海岸町沖4号線	2車線	[既定計画]
起点	東海岸町沖埠頭	終点	東海岸町沖1号線
臨港道路	東海岸町2号線	2車線	[新規計画]
起点	尼崎臨海線	終点	市道東海岸町線の1
臨港道路	尼崎臨海線	2車線	[新規計画]
起点	市道道意線	終点	県道尼崎港線
臨港道路	末広1号線	2車線	[新規計画]
起点	末広地区埠頭	終点	市道東扇町線
臨港道路	鳴尾1号線	2～4車線	(既設)
起点	鳴尾埠頭	終点	都市計画道路小曾根線

臨港道路	鳴尾 2 号線	2 車線	(既設)
起点	鳴尾埠頭	終点	鳴尾 1 号線
臨港道路	鳴尾 3 号線	2 車線	(既設)
起点	鳴尾埠頭	終点	鳴尾 1 号線
臨港道路	鳴尾 4 号線	2 車線	(既設)
起点	鳴尾埠頭	終点	西宮市道
臨港道路	今津線 (区間 A)	4 車線	(既設)
起点	甲子園浜埠頭	終点	都市計画道路今津西線
臨港道路	今津線 (区間 B)	4 車線	(既設)
起点	甲子園浜埠頭	終点	今津線 (区間 A)
臨港道路	甲子園 1 号線	2 車線	(既設)
起点	甲子園先端緑地	終点	今津線 (区間 B)
臨港道路	札場筋線	4 車線	(既設)
起点	西宮埠頭	終点	国道 4 3 号
臨港道路	西宮地区 2 号線	4 車線	(既設)
起点	西宮埠頭	終点	札場筋線
臨港道路	西宮地区 3 号線	2 車線	(既設)
起点	西宮埠頭	終点	札場筋線
臨港道路	芦屋沖 1 号線	4 車線	(既設)
起点	芦屋沖緑地	終点	県道臨港線
臨港道路	芦屋沖 2 号線	4 車線	(既設)
起点	芦屋沖緑地	終点	県道臨港線

利用形態の見直しに伴い、以下の既定計画を廃止する。

道路

臨港道路 扇町線 2車線

起点 扇町地区埠頭 終点 市道東扇町線

## IV 港湾の環境の整備および保全

### 1 自然的環境を整備又は保全する区域

東海岸町地区、末広地区、扇町地区、丸島地区、甲子園浜地区、甲子園地区、前浜地区における海浜において、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成をはかるため、「自然的環境を整備又は保全する区域」を設定する。

## 2 港湾環境整備施設計画

魅力ある親水空間を創出し、継承していくため、海浜及び緑地を次の通り、計画する。

東海岸町地区	緑地	面積 3 h a	[既定計画の変更計画]
	海浜	延長 4 0 0 m	[既定計画]
	海浜	延長 2 0 0 m	[既定計画]
既定計画			
東海岸町地区	緑地	面積 3 h a	
東海岸町沖地区	緑地	面積 1 0 h a	[既定計画]
	緑地	面積 3 h a	(既設)
鶴町地区	緑地	面積 2 h a	[既定計画]
末広地区	緑地	面積 1 h a	[新規計画]
	海浜	延長 2 0 0 m	[既定計画]
扇町地区	緑地	面積 2 h a	[新規計画]
	緑地	面積 1 0 h a (工事中)	[既定計画]
	その他緑地	面積 1 9 h a	(既設)
	海浜	延長 3 5 0 m	[既定計画]
丸島地区	緑地	面積 1 h a	(既設)
	海浜	延長 3 0 0 m	[既定計画]
鳴尾地区	緑地	面積 2 h a	(既設)
	その他緑地	面積 1 4 h a	(既設)

甲子園浜地区	緑地 面積 7 h a	(既設)
	その他緑地 面積 1 4 h a	(既設)
	海浜 延長 9 0 0 m	(既設)
甲子園地区	緑地 面積 4 h a	[既定計画]
	緑地 面積 5 h a	(既設)
	海浜 延長 8 0 0 m	(既設)
浜町地区	緑地 面積 1 h a	[既定計画]
西宮地区	緑地 面積 2 h a	(既設)
	その他緑地 面積 1 4 h a	(既設)
芦屋沖地区	緑地 面積 6 h a	(既設)
	その他緑地 面積 1 3 h a	(既設)
	海浜 延長 6 5 0 m	(既設)
前浜地区	その他緑地 面積 1 1 h a	(既設)
	海浜 延長 1 , 0 0 0 m	[既定計画]

用途の変更に伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画	
東海岸町沖地区	緑地 面積 4 h a

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、併せて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成および土地利用を次のとおり計画する。

### 1 土地造成計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
東海岸町地区								
東海岸町沖地区		(12) 12		(6) 6			(10) 10	(28) 28
東浜地区								
鶴町地区								
末広地区	(17) 17	(6) 6				(1) 1	(1) 1	(25) 25
扇町地区							(1) 1	(1) 1
丸島地区								
鳴尾地区	(1) 1							(1) 1
甲子園浜地区					(1) 1			(1) 1
甲子園地区								
浜町地区							(1) 1	(1) 1
西宮地区								
前浜地区								
芦屋沖地区								
合計	(17) 17	(18) 18		(6) 6	(1) 1	(1) 1	(12) 12	(55) 55

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

(単位 : ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
東海岸町地区	(9) 9			(190) 190	3	(3) 7	(3) 3	(206) 213
東海岸町沖地区	(15) 15	(40) 40		(40) 40		(6) 6	(13) 13	(113) 113
東浜地区				(76) 76				(76) 76
鶴町地区				(80) 80		1	(2) 2	(82) 82
末広地区	(17) 17	(6) 6		(40) 40		(1) 6	(1) 1	(65) 70
扇町地区				(60) 60	18	7	(12) 31	(72) 117
丸島地区				(56) 56	48	2	(1) 1	(57) 106
鳴尾地区	(4) 4	(30) 30			84	(3) 11	(2) 16	(39) 144
甲子園浜地区	(4) 4	(5) 5			(1) 1	(2) 2	(7) 7	(19) 19
甲子園地区	(19) 19				27	(4) 12	(10) 10	(32) 68
浜町地区	(1) 1	(6) 6		(25) 25		(1) 1	(1) 1	(33) 33
西宮地区	(15) 15	(16) 16	(16) 16		70	(4) 14	(2) 16	(54) 148
前浜地区							11	11
芦屋沖地区			(37) 37		56	(4) 14	(6) 19	(47) 126
合計	(83) 83	(103) 103	(53) 53	(567) 567	(1) 307	(28) 83	(59) 130	(892) 1,325

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

### 3 海浜計画

(単位：m)

地区名 \ 用途	合計
東海岸町地区	(600) 600
末広地区	(200) 200
扇町地区	(350) 350
丸島地区	(300) 300
甲子園浜地区	(900) 900
甲子園地区	(800) 800
前浜地区	(1,000) 1,000
芦屋沖地区	(650) 650
合計	(4,800) 4,800

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する海浜計画で内数である。

## VI その他重要事項の計画

### 1 国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設および既に計画している施設のうち、国際海上輸送または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

#### 東海岸町地区

臨港道路 東海岸町2号線 2車線 [新規計画]

起点 尼崎臨海線 終点 市道東海岸町線の1

#### 末広地区

岸壁2バース 水深9m 延長440m [新規計画]

泊地 水深9m 面積2ha [新規計画]

航路・泊地 水深9m 面積14ha [新規計画]

臨港道路 尼崎臨海線 2車線 [新規計画]

起点 市道道意線 終点 県道尼崎港線

臨港道路 末広1号線 2車線 [新規計画]

起点 末広地区埠頭 終点 市道東扇町線

#### 東海岸町沖地区

岸壁2バース 水深12m 延長480m (既設)

尼崎航路 水深12m 幅員220m (既設)

泊地 水深12m 面積2ha (既設)

航路・泊地 水深12m 面積44ha (既設)

臨港道路 東海岸町沖1号線 4車線 (既設)

起点 東海岸町沖埠頭 終点 東海岸町1号線

臨港道路 東海岸町沖3号線 2車線 (既設)

起点 東海岸町沖埠頭 終点 東海岸町沖1号線

西宮港区

防波堤 延長5,200m (うち4,433m既設)

[既定計画]

## 2 大規模地震対策施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

### 東海岸町沖地区

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m (既設)

臨港道路 東海岸町沖 2 号線 2 車線 [既設の変更計画]

臨港道路 東海岸町沖 3 号線 2 車線 [既設の変更計画]

起点 東海岸町沖地区埠頭

終点 臨港道路東海岸町沖 1 号線

### 末広地区

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 440 m [新規計画]

臨港道路 末広 1 号線 2 車線 [新規計画]

起点 末広地区埠頭 終点 市道東扇町線

### 鳴尾地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 185 m (既設)

臨港道路 鳴尾 1 号線 2～4 車線 [既設の変更計画]

臨港道路 鳴尾 2 号線 2 車線 [既設の変更計画]

臨港道路 鳴尾 3 号線 2 車線 [既設の変更計画]

起点 鳴尾地区埠頭 終点 都市計画道路小曾根線

甲子園浜地区

水深 4 m 岸壁 4 バース 延長 4 1 0 m (既設)

臨港道路 今津線 (区間 A) 4 車線 [既設の変更計画]

起点 甲子園浜埠頭 終点 都市計画道路今津西線

西宮地区

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 1 8 0 m (既設)

臨港道路 札場筋線 4 車線 [既設の変更計画]

起点 西宮地区埠頭 終点 国道 4 3 線

### 3 港湾施設の利用

#### 3-1 物資補給等のための施設

貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

##### 東海岸町地区

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (物資補給岸壁)

[新規計画]

##### 甲子園浜地区

水深 5.5 m 岸壁 2 バース 延長 180 m (物資補給岸壁)

(既設)

水深 4 m 物揚場 延長 90 m (物資補給岸壁) (既設)

##### 甲子園地区

水深 4 m 物揚場 延長 610 m (物資補給岸壁) (既設)

#### 4 橋梁の桁下空間の確保

港湾を利用する船舶に航行上支障がないよう、橋梁の桁下空間を次のとおり計画する。

橋梁名	桁下空間	備考
西宮浜南芦屋浜 歩行者自転車橋	中央部幅 120m N. H. H. W. L. +10. 2m	既定計画
中島川橋	中央部幅 135m N. H. H. W. L. +29. 0m	既設
尼崎港橋	中央部幅 174m N. H. H. W. L. +25. 0m	既設
扇町水路橋	中央部幅 130m N. H. H. W. L. +25. 0m	既設
西堀運河橋	中央部幅 70m N. H. H. W. L. +13. 2m	既設
鳴尾橋	中央部幅 105m N. H. H. W. L. +21. 5m	既設
西宮港大橋	中央部幅 110m N. H. H. W. L. +26. 0m 中央部幅 200m N. H. H. W. L. +23. 0m	既設
夙川橋	中央部幅 60m N. H. H. W. L. +10. 2m	既設
尼崎臨海橋 (仮称)	中央部幅 200m N. H. H. W. L. +25. 0m	新規計画